

平成16年(行ウ)第217号、第250号、第251号

原告 外2名

被告 西東京市長

## 証拠申出書

2006年(平成18年)2月7日

東京地方裁判所民事第38部合議A1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 清水 勉

同 増田 利昭

同 鈴木 雅人

同 結城 大輔

同 富田 千鶴

同 佐渡島 啓

同 関口 正人

## 第1 人証の表示

1 〒202-0013 西東京市中町 - -

証人 保谷 高 範（呼出し・主尋問60分）

2 〒321-3295 栃木県宇都宮市竹下町908 作新学院大学 中央研究棟419

証人 藤本 一 男（呼出し・主尋問60分）

## 第2 証すべき事実

### 1 保谷 高 範

住基ネットの管理運用は市町村の自治事務であるから、市町村長は住基ネットの管理責任者として住民に対して責任を負う立場にある。証人は住基ネット法案成立時及び住基ネット第一次稼働時において市長だったものとして、住民に対して責任ある対応を適切に行ってきたかどうかが問題となる。西東京市が改正住基法案（住基ネット法案）の成立にどのように関与し、同法案成立後、自治事務としての住基ネットの稼働準備をどのように進めてきたか。住民票コードに違和感を抱く住民や住民票コードを必要としない住民への対応をどうするつもりだったのかなどを明らかにする必要がある。

首長の住基ネットに関する理解乃至問題意識が極めて希薄だったとすれば、費用対効果のバランスを著しく失っている住基ネットの稼働には慎重であるべきであるし、少なくとも住民票コードを必要としない住民についてはその住民票から住民票コードを抹消するという対応が必要である。

### 2 藤本 一 男

住基ネットの稼働の是非、住民票コードを個人の意思を無視して住民票に書き込んでこれを本人識別手段として利用することの是非は、単に法律の条文さえつくってしまえば構わないという問題ではない。このようなことで個々人が抱く住基ネッ

トや住民票コードに対する違和感乃至嫌悪感を無視することは、今後、日本社会でコンピュータネットワークが普及する上での大きな障害となる。社会学、コミュニケーション論、情報システム論という視点から、住基ネットや住民票コードをみたとき、どのようなものとして評価されるか。

住基ネット（住民票コードを含む。）は、コンピュータネットワークの何たるかをわきまえない、しかも、公共機関の活用法として極めて望ましくないものだということ。住民票コードを個人の識別方法として設定することに、行政の手法として問題があること。住基ネットにはそもそもなぜこのようなネットワークを作ったかという明確な目的がなく、作ってから考えればよいという、従来の箱物行政と同じ発想であるから、管理は杜撰になるし、使い物にならない仕組みに膨大な予算をつぎ込むことになることなどを、社会学、コミュニケーション論、情報システム論を専攻する学者（作新学院大学人間文化学部助教授）の立場から検討する。

### 第3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

## 尋 問 事 項

証 人 保 谷 高 範

- 1 改正住基法案（住基ネット法案）への西東京市、全国市長会の関与実態
- 2 西東京市における住基ネットの必要性
- 3 西東京市の行政事務における住民票コードの必要性
- 4 住基ネット法案成立後、第一次稼働までの西東京市の準備状況
- 5 住基ネット稼働前後の住基ネットに対する西東京市職員の反応について
- 6 住民票コードを必要としない住民への対応
- 7 住基ネット法と個人情報保護条例の関係についての検討
- 8 住基ネットの管理運用が自治事務であることによる西東京市の独自の判断  
の可能性
- 9 その他本件に関連する事項

以 上

## 尋 問 事 項

証 人 藤 本 一 男

- 1 「IT国家」「電子自治体」という考え方の問題点
- 2 コンピュータネットワークの基本構造
- 3 住基ネットの構造上の問題点
- 4 地方自治体における個人データ管理の在り方と住民の関係
- 5 住民票コードの問題点
- 6 民間企業の住基ネットに対する関心状況
- 7 住基ネットを真似たネットワークを作ろうとしている国の存在
- 8 住基ネットの将来展望
- 9 その他本件に関連する事項

以 上